



Title	日本書紀私記(甲本)について -傍訓の仮名の用法を中心に-
Author(s)	福田, 益和
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学. 1977, 17, p.1-10
Issue Date	1977
URL	http://hdl.handle.net/10069/9670
Right	

This document is downloaded at: 2019-04-21T16:33:30Z

日本書紀私記(甲本)について

——傍訓の仮名の用法を中心に——

福 田 益 和

YOSHIKAZU FUKUDA

On the Text of "Nihonshokishiki"

(一)

日本書紀の成立年時については、統紀・養老四年720五月癸酉の条に「先^レ是一品舍人親王奉^レ勅修^二日本紀^一、至^レ是功成奏上、紀卅卷系図一卷」と見え明らかである。これより先八年、和銅五年712に成立した古事記と比較した時、両書は内容的に近似した典籍であるが、成立後の両書の運命を眺めた場合、その懸隔の大きさに注目せざるを得ない。記は成立以後殆んど後人の注目をひかず、近世に入って宣長がその価値を力説し、不朽の名著「古事記伝」を著すまで古典として重視されなかったのである。一方書紀はその成立の直後から朝廷において講書が行なわれたよう
 で、以後も古典としての位置はゆるがず現在に至っている。このような懸隔を生むに至った理由についてはあまり明らかとは言えないが、両書の内容からみて書紀の方がより政治的色彩(国内的にも国際的にも)を帯びて居り、その編纂の動機が律令制確立期における支配者層の政治的要求にあることを思う時、六国史の第一に位置する正史としてより重んじられたものと考えられる。ただし、以後の講書訓読の実態に即して考えた場合、

日本書紀私記(甲本)について

これ等には政治的色彩が顕著であるとは言えず、太田晶二郎氏によると、^(注1)
 わが平安朝初期においては氏姓制度上に安静を欠く所があったかに想われ(中臣・齋部紛争など)、その時書紀が拠り所となった事例からして現実的には講書の政治的効用とはこの程度のものにすぎなかったようである。閑話休題、書紀講筈事例を歴史的に眺めてみよう。釈日本紀(卷一・開題・日本紀講例)によれば、

養老五年 博士 或云不^レ注……………
 弘仁三年 弘^二明^一 私記云。四年々々。博士、刑部少輔從五位下多朝臣人長。……
 承和六年六月一日 博士、散位菅野朝臣高年。……………
 元慶二年二月廿五日 博士、伊豫介善淵朝臣愛成。……………
 延喜四年八月廿一日 博士、從五位下大學頭藤原朝臣春海。……………
 承平六年十二月八日 博士、從五位下行紀伊權介矢田部宿禰公望。……
 康保二年八月十三日 博士、攝津守橋朝臣仲遠。……………
 日本紀寛宴和歌の目録(本妙寺本)にも多少の出入りはあるがそれぞれの記事がみられ、更に正史によれば、弘仁講筈は日本後紀、承和講筈は続日本後紀、元慶講筈は三代実録、延喜・承平・康保の各講筈は日本紀略にそれぞれ載せて居り、その事実の確かなが認められるが養老のそれの

みは欠けて居りこれについては問題が残る。ところで、書紀には「私記」なるものがつくられたごとくで、「本朝書籍目録」によれば、養老五年私記（一卷）、弘仁四年私記（三卷・多朝臣人長撰）、承和六年私記（菅野朝臣高平撰）、元慶二年私記（一卷・善洲朝臣愛成撰）、延喜四年私記（藤原朝臣春海撰）、承平六年私記（矢田部宿禰公望撰）、康保四年私記（橘朝臣仲遠撰）、日本紀私記（三卷）とある。前記釈日本紀に載せる記事と比較すると、講筈の年度がほぼ一致し（康保四年私記はあるいは二年の誤りか？ 群書類従本による）、各年度における博士名が各私記の撰者と一致して居り、これより各講筈の度毎にそれぞれの私記がつくられたことがわかる。ただし現存の「私記」といわれるものについてはその年度が不明で、右の各年度私記（末尾に記される日本紀私記三卷をもふくめて）のいずれに比定すべきか明瞭ではない。この点に関しては西宮一民氏の説にゆずる（注3）として、本稿では弘仁私記の面影を伝えると考えられる「日本書紀私記甲本」（新訂増補国史大系8所収）に焦点を絞って検討をしてみたい。

(二)

私記甲本についてはその序文の記事、本文の状況から弘仁年間のものではない、偽作である等の説が出されているが、筆者はそうは考えない。既に論じた如く、現存私記甲本なるものは弘仁私記三卷の面影を伝えているものと考えるのである。私記甲本の本文を疑問視する主な理由は、(a) 本文に多くの問題点を有すること、(b) その主流が片仮名傍訓形式によるということ、にあると思われる。そこでまず(a)については、「本文の乱れ」とし

て、(1) 後人の改変附加したと思われるもの、(2) 漢字注文に乱脱ありと見られるもの、(3) 他の天皇の条よりの竄入と考えられるもの、(4) 標出漢字の区切り方に問題あるもの、の四点から具体的に検討し、更に「標出漢字と傍訓の不一致」の項を設けて、(イ) 標出漢字の誤入誤脱、(ロ) 傍訓脱、(ハ) 標出漢字の区切り方不適、(ニ) その他、の四点より詳細に検討した。その結果、甲本本文の乱れについては転写の過程における不注意による乱れが大半を占め、中には後人の私意による改変も若干見られるが、全体として弘仁時の面影を伝えていると考えられる。次に(b) 片仮名傍訓形式については、弘仁時のものであれば日本靈異記・日本感靈録などに見られるごとく万葉仮名の割注形式で記される筈だという主張に対して、靈異記訓釈も本来は割注ではなく傍注形式であったとする遠藤嘉基氏・小泉道氏の説を引用して、弘仁時においても傍注形式があり得たことをもってその反証とした。又、万葉仮名注記、片仮名注記という表記形式に関しては、ともすれば無批判に万葉仮名表記の方が古いと考えがちで、私記の中でもいわゆる乙本・丙本にみられる万葉仮名注記が古く、甲本の片仮名注記は新しいものとみられがちであった。しかし、西宮氏の検討されたごとく乙本・丙本の万葉仮名割注についてはその成立過程に一考を要するものがある。例えば、

片居_{安太} 聚居_{以波}
安井

丙本（第三、神武天皇の条）の事例であるが、右は本来「カタキ」、「イハミキ」と訓むべきところであるのに「アタキ」、「イハアキ」と訓んでいるのは片仮名ア・カおよび「見」を字源とする片仮名ミの異体字とアとがまぎらわしい為の誤読であり、それを誤読のまゝ、万葉仮名表記したのが「安太井」・「以波安井」であったと考えられる。さすがに、丙本の作成者

は原資料に片仮名表記のものがあり、それを読みながら万葉仮名に改めていったプロセスを示すものと考えられる。乙本も同様であり、日本書紀私記の成立過程について一つの示唆を与えるものであった。右の説を参照すれば、甲本の片仮名傍注形式がかえって古体を伝えているとも考えられ、甲本偽作説はその論拠を失ってしまうものと思われる。西宮氏は甲本の訓注については論及して居られないが、筆者は私記甲本についても同じ成立過程をもった訓注のあることを既に指摘した。甲本の本文は片仮名傍注形式を主流とするが、万葉仮名傍注形式のものも若干見られる。そしてそれは孝昭・孝安・孝霊・孝元・開化の条に集中してあらわれる。中で次の事例がそうである。

志利女 (注7)
色謹 (24)

コーフし不
大和波也須比古能業古止
武埴安彦命 (24)

甲本における万葉仮名訓の性格については既に論じた如く単純ではなく、その仮名の用法を通じて大半は院政期のそれを反映していることがわかるが、一方少数ではあっても「養老云」の出典明記の事例があり、これ等は上代特殊仮名遣の異例もなく、まさしく「養老私記」の原形を伝えているのではないかと思われるものすらある。よって甲本の万葉仮名訓がすべて片仮名訓↓万葉仮名訓に改変されたとは言えないにしても先の乙本・丙本の成立過程と共通する面も確かにあったと考えてよいと思われる。以上の事から私記甲本の片仮名傍注をもつて後人の偽作だとする説は正しくないとされる。なお、甲本の序文についてはそこに「丹點」の二字あるをもって後人の偽作だとする説に対して筆者は旧稿で特に反証を示さなかったが現在はやはり本文同様弘仁時に作成されたものと考ええる。そのわけ

日本書紀私記(甲本)について

は、私記甲本の本文には部分的に声点が附されているが粗雑で後人の附加した形跡があるごとくである。とすれば序文の「以丹點、明軽重」の記事は後人の附加したものかもしれないのである。又、序文の神名のコ仮名については書き分けありとする粕谷興紀氏の説もある。^(注9)更に既述したごとく書紀講筈の政治的効用としては平安朝における氏姓制度上安定を欠く場合に書紀が拠り所となった点をあげたがこれは注意すべきことで、序文に「神胤皇裔、指掌灼然、慕化古風、挙目明白」と明記され、その拠り所を示し人名には出自をさえ注している。(例、藤原朝臣菊池麻呂 天孫天兒命之後從五位下是人第四男也、滋野朝臣貞主 天孫魂命之後從五位上家譯第一男)一方、本文を検するに、そこに標出せられた見出し語句の中、神名・人名をかかげたものが全体(神代ノ持統)の約四割にも達し、その標出の仕方も他にくらべて由緒正しいと認められる。本文における標出の態度が日本書紀の神名・人名を強く意識していたという事実は序文の記事にも一致し、書紀講筈の政治的効用にも通じることになるから、これをもって甲本の序文はやはり平安朝初期の精神を十分反映したもの、即ち弘仁時に作成されたものと考えたいのである。以上をもって、いわゆる私記甲本は序文も本文も弘仁私記の面影を伝えているということになったが、それは弘仁私記の原姿をそのまま伝えているということではもちろんない。転写の過程において多くの誤写、誤脱がみられ、更には後人のさかしらによる改変があることまできた通りである。中で、現存私記甲本の傍注の仮名が国語史上いつ頃の状態を示しているか、万葉仮名訓については既に述べた。本稿では片仮名傍注を中心に検討し、万葉仮名訓をも含めて私記甲本の時代性を眺めてみたいと思う。

(三)

甲本にみえる万葉仮名訓についてみるに、上代特殊仮名遣の異例があり、中でもコノ甲類乙類の混用がある。即ち、

ト^甲↓ト^乙 比古不止 乎之末古止能美古止 彦太 忍信命 (24)

メ^乙↓メ^甲 奈万津嗚乎奴支言 解人指甲 (39)

コ^乙↓コ^甲 乎之末古止能美古止 忍信命 (24)

右の事例より平安初期以降の手が加わっていることは明らかである。のみならず語頭におけるオ→ヲ、語中語尾におけるホ→ヲ、エ→エの仮名混用事例、

オ↓ヲ 羽支津 瀧津 忍信命 (24)

ホ↓ヲ 伊乎尔江 五十瓊殖 (25)

エ↓エ

の事実からして時代的には更に降り、平安朝末期、院政時代の人の手が加わっていると見るべきであろう。とすれば片仮名傍訓の時代性を見るに、そこに附された万葉仮名訓と峻別しては却ってその本質を見誤ることになりはしないであろうか。以上の考えに立った時、甲本にみられる万葉仮名傍訓・片仮名傍訓については其時論的立場から処理して行くのが正しいと思われる。

さて、甲本に附された片仮名傍訓を中心に眺めてみるに、ハ行転呼音の事実が顕著であることに気がつく。その先蹤は国語史の上からは奈良・平

安初期の頃から見られる現象であるが、それが一般化するのには更に降って長保(999~1004)の頃からといわれる。先ずハ・ワ行について甲本の事例を次にあげる。

ハ↓ワ (注10)

イワクラ〔磐座・18〕 イ禾ヤ〔窟・26〕

ワ↓ハ

ツタナクヨハシ〔懦弱・23〕 ヨハカタ〔弱肩・18〕

ヒ↓キ

シキサヲ〔椎橋・20〕

フ↓ウ

テアラウクエタテ〔盟神探湯・34〕 ウタカウ〔猜・36〕

ヘ↓エ

ワカニエ〔稚贄・40〕

エ↓ヘ

カミツウヘハ〔上殖葉・41〕

ホ↓ヲ

ミトセニヲヨコロライ〔及三年比・17〕 イヲヘ〔五百重・47〕

オヲアナムチ〔大己貴・17〕 トヲル〔徹・15〕

キ↓ヒ、ウ↓フ、ヲ↓ホについては事例が見られないが他の資料に拠れば、

キ↓ヒ

須モチヒル (成唯識論寛仁四年1020点)

基モトヒ (不空縹索神呪心経寛徳二年1045点)

。ウ→フ

遭アフテ

(日本靈異記前田家本傍注)

坐スガ

(興福寺本三藏法師伝承德三年1099点)

。ヲ→ホ

薰カホリ

(妙法蓮華経明算加点1058)

覆カホリを

(興福寺本三藏法師伝承德三年1099点)

と十一世紀頃より事例が見られるので甲本の量的制約による偏向とみる外はない。又、同一の語について仮名の混用がみられる。即ち、

イワクラ〔磐座・18〕、イ禾ヤ〔窟・26〕↑↓イハヤ〔石室・37〕、イ

ハホ〔磐・21〕

シキサヲ〔椎橋・20〕↑↓シヒタ〔椎田・41〕

禾カニエ〔稚贄・40〕↑↓ニヘモチ〔包苴擔・21〕ヲホニへ〔包苴・

31〕

イヲへ〔五百重・47〕↑↓イホツキミ爪マル〔五百箇御統・16〕

イホノリトノユキ〔五百箇之靱・16〕

トヲル〔徹・15〕↑↓トホル〔徹・34〕トホリテ〔行去・18〕

右の事実は、平安末期から院政時代にかけてのハ・ワ行音の混乱(というよりもゆれ)の状態を投影したものと考えたい。というのは、甲本の片

仮名表記の傍訓が、すべての語の語中語尾においてハ・ワ→ワ、ヒ・キ

→キなどと統一的に表記されていないからである。

ところで、甲本の傍訓の仮名について右のハ・ワ行に関しての正用(古用)にかなうもの、誤用(古用)にかなわないもの、の事例数を調査したと

ころ次の第一表のごとき結果を得た。(この表では万葉仮名傍訓について

日本書記私記(甲本)について

も既述したごとき共時論的立場から考えて事例数に入れて処理した。(注12)

(第一表)

誤用	誤用		正用	
	計	誤	計	正
ハ→ワ	3		ハ	50
ワ→ハ	2		ワ	10
ヒ→キ	1		ヒ	62
キ→ヒ	0		キ	3
フ→ウ	2		フ	11
ウ→フ	0		ウ	3
ヘ→エ	1		ヘ	23
エ→ヘ	1		エ	10
ホ→ヲ	10		ホ	54
ヲ→ホ	0		ヲ	15

右の第一表よりわかるごとく、誤用の事例は正用の事例と比較した場合ホ→ヲの事例をのぞくといずれも僅少である。特にハ行の仮名については誤りが少ない。(ハ……正50誤2 ヒ……正62誤0 フ……正11誤0 ヘ……正23誤2 ホ……正54誤0) ハ仮名の誤用2例はヨハシ、ヨハカタ〔弱〕、へ仮名の誤用2例はウへ〔殖〕、コへ〔論〕でワ・ヤ行下二段動詞の活用語尾にみられる。しかし、右の誤用の事例は他の資料にもみられ、当時の表記の通例であったようである。即ち、ヨハシ・ヨハカタ〔弱〕は元永本古今集(1120写)のごとき平仮名資料にもみられ、ウへ〔殖〕は醍醐寺藏法華経釈文の「殖」字の注文に「種ウフル……栽ウフル

……」とあるのをはじめ十一世紀初の訓点資料（蘇悉地羯羅經寛弘五年点、大日經義釈治安四年点、不空羂索神呪心經寛徳二年点……築島裕氏「平安時代語新論」による。）にもしばしばあらわれ、十二世紀初の天理図書館蔵韻字集（詩苑韻集……吉田金彦氏による。）にも「種ウへ」とあって表記が固定化し、為に定家仮名遣いにおいても「草木をうへをく栽也」（下官集）、「うへをく栽植」（仮名文字遣）とあるごとくである。

コへ〔踰〕は定家仮名遣では「こえて越超踰」（仮名文字遣）であるが、十一世紀初に既に「コへ、リテ」（石山寺本法華義疏長保点）、「逾コへ」（金光明最勝王經音義承暦本書入れ）の事例がみられる。なお、八行四段活動詞は殆んどがハ行仮名で正用されているが、ウ表記（アラウ〔洗〕、ウタカウ〔猜〕二例）、イ表記（イハイミヤ〔齋宮〕一例）のものが若干見られる。誤用の比較的多いホ→ヲの事例は、誤用の全事例の半数（10/20）を占めて居り、ハ行転呼音がホ→ヲの場合において顕著にあらわれているごとくである。又、誤用の事例の全事例に対する割合（20/261）は7.7%である。

以上のハ・ワ行の混用のみならず、語中語尾におけるア・ハ行、ア・ワ行についても混用がみられる。

。ヒ→イ

イハイミヤ〔齋宮・28〕 チイサコへ〔少子部・36〕

。エ→エ

アコエ〔距・36〕

。エ→エ

伊乎尔江〔五十瓊殖・25〕……万葉仮名表記であるが特にかかげる。

。エ→へ

アマタノトシコへヌ〔踰敷紀・37〕

。ヲ→オ

ミヤヒオサシ〔風姿岐疑・22〕

。ホ→オ

オ、ト〔男大迹・39〕 トオカハ〔迹大川・47〕

イ→キ、キ→イ、イ→ヒ、へ→エ、オ→ヲ、オ→ホの混用事例は見られない。しかし院政期に入ると国語史の上からこれ等の混用事例はあらわれるから、甲本の場合は偶然的なものである。甲本においてはア・ハ・ワ三行にわたって仮名の混用がみられることがこれで明らかとなった。

(四)

私記甲本の傍訓の仮名について次に注意すべきは語頭におけるオ・ヲの区別の存否であろう。語頭におけるオ・ヲの混用の早い事例は平安初頭にさかのぼり得るが、それが顕著となるのは十一世紀以後のことである。甲本について調査してみるとその混用の事例はめだっている。事例を次にあげる。

。オ→ヲ

ミトセニヲフコロヲイ〔及三年比・17〕 ヲ、ヒ子〔大兄・31〕 ヲソ

ヒフム〔壓躡・21〕 サメテヲク〔醒起・21〕 ヲシフセテ〔押伏・

28〕 ヲホニへ〔苞直・31〕 ヲモフヘシ〔可思惟矣・39〕 ヲシヒラ

ク〔排・39〕

。ヲ→オ

ウマシオトコニアヒヌ〔遇可美小男・15〕 オトメ〔小女・15〕 オク

ナ〔童男・27〕 オコシ〔尾輿・40〕

一方、同一語についてのオ・ヲ仮名の混用事例もみられる。即ち、

カハヲト〔河音・40〕 ↑↓オトカシ〔音權・48〕

乎支豆〔瀛津・24〕 ↑↓オキノマヒト〔瀛真人・47〕

ヲ、ヒ子〔大兄・31〕 ↑↓オホヤモリシ〔大山守・30〕 オホヤマツミ

〔大山祇・18〕

テヲキホオヒ〔手置帆負・17〕 ↑↓オキメ〔置目・38〕

ネタシトヲモフトコロ〔所嫌・43〕 ヲモフヘシ〔可思惟・39〕 ↑↓オ

モヒカ子ノカミ〔思兼神・17〕

ヲシヒラク〔排・39〕 イチノヘノヲシハ〔市辺押羽・33〕 カケノコ

トクヲシフセテ〔影押伏・28〕 乎之比止〔押人・24〕 ↑↓オシキノタ

マカツラ〔押木珠纒・35〕 オシヒラキ〔排開・40〕 オシタテ〔押

楯・41〕

乎之末古止能美古止〔忍信命・24〕 ↑↓オシホミ、ノミコト〔忍穗耳

尊・17〕

ヲタ〔於尾田・28〕 ↑↓オコシ〔尾輿・40〕

語頭の仮名オ・ヲについては声調の相違による使いわけが一方で行なわれているが、(三卷本色葉字類抄、無窮会蔵本大般若経音義、承徳点本将門記、下官集、古今訓点抄等) 甲本ではその事実は認められない。私記甲本に附された声点は量的にも僅少であり、かつその位置が不明瞭で転写の

日本書記私記(甲本)について

過程において位置を誤ったかあるいは後人の附加した形跡もあって帰納することが不可能である。同一語については右にみたごとくオ・ヲの混用表記が多くみられ、オ又はヲのいずれかで統一して表記するという仮名づかい意識もみられないので、甲本のオ・ヲ仮名の用法は当時の音韻を素朴に投影しているとみるべきであろう。^(注13) このことをもっと明らかにする為に、私記甲本の語頭におけるオ・ヲ仮名の正用、誤用の事例数を調査すると第二表のごとくなる。

(第二表)

ヲ→オ	オ→ヲ	誤	用
7	29	正	用
ヲ ヲ	オ オ		
		27	49

正用、誤用の差はそれ程顕著とは言えないが、誤用の場合、オ→ヲに比べてヲ→オの事例数が比較的少い点は注意してよいと思う。ここで諸先学(築島裕氏、曾田文雄氏・岸岡民子氏、吉田金彦氏)によって調査報告された院政期国語資料(興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点、西教寺本秘蔵宝鑰朱点、天理図書館蔵韻字集)^(注14) にもとづいて同様の立場からオ・ヲの正用誤用を調査して表に示すと第三表のごとくなる。

(第三表)

秘蔵宝鑰	三蔵法伝	誤	用	正	用
ヲ→オ	ヲ→オ	2	3	2	3
オ→ヲ	オ→ヲ	19	51	21	51
ヲ ヲ	オ オ	11	9	21	9
		韻字集		誤	用
		ヲ→オ	オ→ヲ	0	54
		ヲ ヲ	オ オ	21	6

右の表で誤用オ→ヲの事例をみるに、三藏法師伝古点のごとく僅少にとどまるものもあるが他はそうではなく、韻字集のごときは正用の事例をはるかに上回って居り、一律とは言えないが、一方誤用ヲ→オの事例は三資料ともに僅少で、私記甲本の傾向にも一致し、院政期における一つの特色を示すものと考えられる。

ところで、院政期において101・IW01の音韻が果していずれに統合されていたのか問題であるが、早く橋本進吉氏は当時の悉曇学者東禅院心蓮(1105?~1181)の著わした「悉曇口伝」に着目し、そこにある記事、まず「ア行のヲ(心蓮はア行のオにヲの字を用いる)」の発音法について

「ヲ者以ニウ穴一呼レウヲ而終ニ開レ唇則成ニヲノ音一也」

とあるをもってヲはUOと発音したこと明らかであると、更に、ワ行のヲ(心蓮はワ行のヲにもヲを用いる)について、ヤ行のイエが本韻即ちア行のイエに全く同一であることを説いた後に、

「ワキウエヲノ五音ノ中ノウヲ又同上也」

と述べた点から、ア行のオとワ行のヲが同音であり、共にUO即ちWOと発音されていたことを知ることができると言及して居られる。とすれば、院政期においては101・IW01がIW01に統合され、それがオともヲとも表記されていたことになるであろう。ヲ→オの表記事例が相対的に少数である理由は明らかではないが、当時のオ・ヲいずれもIW01の音を有していたことに大きな原因があるのではないだろうか。

以上をもって語頭におけるオ・ヲ仮名表記の事例の考察を終るが、甲本傍訓の語頭における仮名の用法については実はもう一つ注意すべき事例がある。それはイ・キの仮名表記の混乱である。事例を次にあげる。

。イ→キ

井ツノチ禾ケニチ禾ケキ〔稜威之道々別々・18〕

。キ→イ

オホソラニイテ〔居於虚天・18〕

いずれも一例ずつの誤用であるが見落してはなるまい。ただし、エ→エ、エ→エの混乱はみられないようである。

国語史の上からみて、語頭のイキ、エエの混用は鎌倉時代に入ってからといわれて来たが、小林芳規氏によると個別的には院政期頃より既に混用の事例が散見する由である。(注17)

。キ→イ

鹿ノ師ヲ内裏イテ(率)参テ……〔中山法華経寺藏本三教指帰注、院政末期写〕

。エ→エ

シキテ酒ヲノマセテエハス(醉)〔同右〕

の各事例はその早い事例として考えてよからう。鎌倉時代に入ると右の混用事例も顕著となり、

(イ) 躡キノチ(命) (石山寺本秘藏宝鑰建久九年1198点)

(ロ) 一心キチシム (法雲寺本親鸞尊号真像銘文1255写)

(ハ) 條エタ↑↓條エタ〔仏上〕 戎エヒ爪↑↓毛〔人〕エヒス〔仏上〕

選エラフ〔仏上〕↑↓撰エラフ〔仏上〕見エラム〔仏中〕

(観智院本類聚名義抄建長三年1251写)

(ニ) 營稻

簡エラム 擇エラム 撰エラム 選エラム ↑↓簡エラム

右事例の中、(イ)については西教寺本では「キチ」とある由^(注18)、やゝ不確かな点がある。 (ロ)は字音語(「一」は韻鏡開口影母四等音)で、読み癖より来る唇音的傾向を投影させたという解釈もあるが、(ニ)の「キヤウタウ(管稱)」「(管)は韻鏡合口喻母四等)の事例もあり、字音語についてもイキ混用事例ありと考えてよからう。^(注19) (イ)は、仏家顕慶写の規範意識をもって編まれた古辞書の事例であり、(ニ)は、明法家中原職宗の加点による事例。特に(イ)についてはいずれも同一語に関してエ↗エ混用の状態を明らかにする為に正用誤用を対照してあげた。(ハ)の事例で気がつくことは、エラブ(ム)↗↘エラブ(ム)混用の事例が共通していることである。(イ)は名義抄全体で言えば、エラブ39例↗↘エラブ(ム)5例となり、(ニ)では、巻第三全部の事例を調査したところ、エラブ(ム)12例↗↘エラブ(ム)2例となる。^(注20) その割合は(イ)が約13%、(ニ)が約17%の混用で、ほぼ近い数字を示す。規範性を有するはずの辞書において、エ↗↘エ混用の事例がみられるということは、十三世紀中頃において語頭におけるエ↗↘エ混用の事実が顕著であったことを示すものであろう。

以上の国語史的事実に鑑みた時、私記甲本にみえる二例の語頭におけるイキ混用の事例をどのように解釈すべきであろうか。甲本の事例は、キツ〔稜威〕、イテ〔居〕の二例のみでそれもイ↗↘キ、キ↗↘イの事例に限られること、既出の三教指帰注や、(イ)(ロ)(ニ)の各事例をみても、甲本と同事例のものはみあたらないこと、などから一応院政期末という時点における個別的混用の事象として考えておきたい。語頭における唇音退化現象がキ、エについてこの頃からはじまったものではなからうか。その為、イ

キ、エエの音韻上の区別が困難となり、それが仮名表記の混用という形であらわれて来たものと解しておく。

(五)

日本書紀私記甲本について、標出の漢字に附された傍訓の仮名の用法を中心にしてその資料の時代性を考えてみたのであるが、その結果は、本資料が成立した後数回の転写を重ねる中で、後人による仮名づかいの混乱(院政期末ごろの様相を呈していると認められる。)等の乱れを示していることが明らかになった。しかし、中には弘仁時の傍訓を伝えると思われるものもあって一律とは言えないが、これ等の内部徴証よりして、私記甲本が後人の偽作だとする説は正当ではないと考える。本資料は弘仁私記當時の面影をつたえるものとしてとりあつかわれるべきであろう。

〔注〕

- (1) 太田晶二郎「上代における日本書紀講究、(イ)(ろ)」(本邦史学史論叢、所収)
- (2) 日本後紀(卷廿二、弘仁三年六月戊子の条)、続日本後紀(卷十三、承和十年六月一日戊午の条)三代実録(卷卅三、元慶二年二月廿五日辛卯の条)日本紀略(後篇一延喜四年八月廿一日、後篇二承平六年十二月八日、後篇三康保二年八月十三日の各条)にそれぞれ日本紀講書の記事が見える。
- (3) 西宮一民「日本書紀の講筈と私記」(日本上代の文章と表記、所収)I部第二章第二節の(二)。
- (4) 太田晶二郎氏は、注(1)同書の中、「弘仁私記序辨」(二〇頁)の中で、今本弘

仁私記序疑問説として次の諸項をあげて紹介して居られる。

。講書を弘仁四年に係けたのは後紀廿二其他に三年とするに不合。

。受業者を大春日頼雄・藤原菊池麻呂・安倍藏継・滋野貞主・嶋田清田・美努

清庭と記するのは後紀に紀廣濱・阿倍眞(貞イ)勝を挙ぐるに不合。

。頭銜の不合

(イ) 大春日頼雄を「大外記」と書するも実は少外記

(ロ) 滋野貞主を「文章生」と書するも実は少内記

たゞし、太田氏は右の諸説には賛同せず、その一々について駁し、反対の立場をとって居られる。又、私記本文についても氏は同書二八頁注記の中で丸山二郎氏「日本書紀私記に就いて」、和田英松博士「本朝書籍目録考證」における疑問説を紹介して居られる。

一方、偽作説は、築島裕氏の説(「日本書紀古訓の特性」、平安時代の漢文訓読語につきての研究、所収)で、弘仁私記序の記事、本文における訓注の形式から、右の結論を出して居られる。

(5) 拙稿「日本書紀私記甲本について」(大分工業高等専門学校研究報告第六号)、同「日本書紀私記甲本における傍訓の性格について」(語文研究第二十九号)。
(6) 西宮一民「日本書紀私記乙本・丙本について」(日本上代の文章と表記、所収) I部第二章第二節、四

(7) 算用数字は、新訂増補国史大系第八巻の頁数、傍線筆者、以下これに同じ。
(8) 注(5)にあげる拙稿の中、後者のもの。

(9) 粕谷興紀「日本書紀甲本の研究」(芸林十九——?)
(10) ハ→ワというのは、古く「ハ」と書くべきところを「ワ」と書いてある、の意。なお、あげた事例について言えば、附訓は原本では標出の漢字に傍注された形式であるが便宜上、「附訓〔標出漢字〕・所在頁数」の形で示すことにする。以下同じ。

(11) 訓点資料の諸事例については、築島・大坪・小林・曾田諸氏の御業績に負う所多し。

(12) ハ→ワは既述の通り。ハ→ハとあるのは、古用に正しく用いられたことを意味する。算用数字は私記甲本に見られる事例数である。

(13) 甲本における誤用と考えられるオ→ヲ、ヨ→オの事例を行阿の「仮名文字遣」に照してみても、一致するもの、しないもの相半ばして居り、甲本の仮名表記が声調による差異を示しているとはいえない。

オ→ヲ(一致するもの六語九例、一致しないもの十語十四例)、
ヨ→オ(一致するもの三語三例、一致しないもの四語四例)、

(14) 築島裕「興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的研究」研究篇(東大出版会)……第三表には永久四年1116点(いわゆるE種点)のみの数字を示した。曾田文雄・岸岡民子「西教寺本秘藏宝鑑朱点の調査報告」(訓点語と訓点資料第四十一輯)、吉田金彦「天理図書館蔵韻字集(詩苑韻集)和訓一覽」(訓点語と訓点資料第二十輯)

(15) 橋本進吉「国語の音節構造と母音の特性」の中、「五、母音音節の変遷」の項参照(国語音韻の研究、所収二二〇頁)

(16) 馬淵和夫「平安時代末期の母音」(国語三ノ二二)、
(17) 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(広島大学文学部紀要、一九七一年三月、特輯号。)

(18) 注(14)の曾田・岸岡両氏の報告による。
(19) 漢字音については問題が多く断定はできないが、奥村三雄氏は、「古代の音韻」講座国語史2、所収、「允キイ」(漢書楊雄伝949)、「宮キャン」(竜光院本成仏経¹⁰⁸)のごとき合口喻母四等音のキ表記を挙げた後、鎌倉期の事例「応キョウ」(承久写性霊集、文永写文鳳抄)開口影母三等音については混同表記ではないかとされる。

(20) 類聚三代格については、天理図書館善本叢書「古代史籍統集」所収本による。本稿を草するにあたって、訓点資料関係の事例の引用については諸先学の御業績に負うところが大きい。こゝに記して謝したいと思う。

(昭和五十一年九月十六日受理)